

工事ノ種類	請負金一萬圓當	貸金一四圓當
隧道工事	一五三	四四
建築物ノ破壊工事	一〇	四五
建築工事	三〇	二二
橋梁工事	七五	二二
其他ノ工事	九二	二二

貴院で據り演された労働組合法案

第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善及ビ組合員ノ共濟、修養其他共同利益ノ保護増進ヲ目的トスル同一若クハ類似ノ職業若クハ産業ノ労働者ノ團體又ハ其團體ノ同一若クハ類似ノ職業若クハ産業ニ依ル聯合團體ヲ謂フ

第二條 労働組合ヲ設立シタル時ハ其代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間以内ニ規約代表者ノ氏名及ビ住所並ニ主たる事務所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政官廳ニ届出スベシ
聯合團體タル労働組合ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ノ外之ヲ組織スル團體ノ名稱及ソノ主たる事務所ノ所在地ヲ具シ届出ツベシ
前二項ノ規定ニ依リ届出テタル事項ニ變更アリタル時ハ前二項ノ規定ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ届出ツベシ

第八條 組合員ノ總會ノ決議スベキ事項左ノ如シ
(一)基金ヲ設置シ又ハ廢止スルコト (二)豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコト (三)規約ヲ變更スルコト (四)聯合團體タル労働組合ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若クハ之ヨリ脱退スルコト (五)組合ヲ解散スルコト (六)法八タル労働組合ノ合併又ハ分割ヲ爲スコト
職合團體タル労働組合ニ在リテハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル組合ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ以テ總會トス

第九條 労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得
第十條 労働組合ハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル者ト雖モ左ニ掲グル者ヲ組合員ト爲スコトヲ得
(一)當該組合ノ役員又ハ役員タリシ者 (二)同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者タリシ者

第十一條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ノ定ムルコトヲ得ズ
第十二條 労働組合ハ衆議院議員又ハ北海道會、府縣會、市會、町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員ノ選舉運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツル爲メ組合員ヨリ金錢ヲ徴收スルコトヲ得ズ
第十三條 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ

第三條 労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ 一、名稱 二、目的 三、主たる事務所ノ所在地 四、組合ノ構成ニ關スル規定 五、組合員ノ加入及ビ脱退ニ關スル規定 六、會議ニ關スル規定 七、代表者其他ノ役員ニ關スル規定 八、組合費其他會計ニ關スル規定
第四條 労働組合ニシテ其規約ニ法人タルコトヲ定ムルモノハ之ヲ法人トス、法人ニ非ザル労働組合ハソノ名稱ナル文字ヲ用フベシ、法人ニ非ザル労働組合ハソノ名稱中ニ法人タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五條 法人タル労働組合ハ其設立ノ日ヨリ二週間以内ニ主たる事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記ヲ爲スベシ 一、名稱 二、目的 三、主たる事務所在ノ場所 四、法人タル労働組合設立ノ年月日 五、理事ノ氏名及ビ住所
前項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタル時ハ二週間以内ニ其登記ヲ爲スベシ

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ、本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ、本法ニ規定スルモノ、外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 民法第四十四條第五十條第五十二條乃至第五十九條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ適用ス

第十四條 法人タル労働組合ガ組合員(聯合團體タル労働組合ニ在リテハ之ニ屬スル組合員)ノ共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若クハ利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣却スルノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ其ノ事業ヨリ生ズル所得及ビ純益ニ付所得稅及ビ營業收益稅ヲ課セズ
第十五條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ其ノ業務若クハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員數ニ關シ報告ヲナサシムルコトヲ得

第十六條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル時ハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得
第十七條 労働組合ノ規約法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル時ハ行政官廳ハソノ變更ヲ命ザルコトヲ得
第十八條 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊ル時ハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
第十九條 前三條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスル時ハ行政訴訟ヲ提起スル